



平成 27 年 5 月 14 日

会 社 名 株式会社 山陰合同銀行
代 表 者 名 取締役頭取 久保田 一朗
コード番号 8381 東証第1部
問 合 せ 先 執行役員経営企画部長 杉原 伸治
(TEL 0852-55-1000)

剰余金の配当（特別配当の実施）に関するお知らせ

当行は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 27 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当について、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 112 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (平成 27 年 1 月 30 日公表)	前期実績 (平成 26 年 3 月期)
基 準 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 26 年 3 月 31 日
1 株当たり配当金	9 円 00 銭 (普通配当 7 円 00 銭) (特別配当 2 円 00 銭)	7 円 00 銭 (普通配当 7 円 00 銭)	7 円 00 銭 (普通配当 7 円 00 銭)
配 当 金 総 額	1,435 百万円	—	1,125 百万円
効 力 発 生 日	平成 27 年 6 月 25 日	—	平成 26 年 6 月 25 日
配 当 原 資	利益剰余金	—	利益剰余金

2. 理由

当行は、安定配当を維持しつつ、業績に応じた配当を行う「業績連動配当」を導入しております。具体的には、1 株当たり 8 円を安定配当とし、当期純利益（単体）が 80 億円を超過する場合には、業績に応じた配当を行うこととしております。

平成 27 年 3 月期の期末配当については、株主還元の状況や当行の業績および財務の状況等について総合的に検討した結果、従来公表しておりました普通配当 7 円に特別配当 2 円を加え、1 株当たり 9 円の配当に修正することとしました。

これにより、既の実施しております中間配当金 4 円と合わせた年間配当金は、1 株当たり 11 円から 13 円となります。

※年間配当の内訳（ご参考）

基 準 日	1 株当たり配当金		
	第 2 四半期末	期 末	年 間
当 期 実 績 (期末および年間は予定)	4 円 00 銭	9 円 00 銭 (普通配当 7 円 00 銭) (特別配当 2 円 00 銭)	13 円 00 銭 (普通配当 11 円 00 銭) (特別配当 2 円 00 銭)
前期実績(平成 26 年 3 月期)	4 円 00 銭	7 円 00 銭	11 円 00 銭

以 上

<ご参考>

配当金支払の目安の変更について

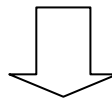
平成 27 年度の配当については、中期経営計画（平成 27 年度～平成 29 年度）で公表しました業績の推移等を考慮し、利益還元の充実を図るため、配当金支払の目安を変更しております。具体的には、安定配当部分を 1 円増配し、1 株当たり年間 9 円としております。業績連動配当部分については、これまでと同様に当期純利益（単体）が 80 億円を超過する場合、業績に応じた配当を行ってまいります。

1. 変更の内容

【変更前－平成 26 年度まで】

※ 1 株当たり

当期純利益（単体）	安定 配当	業績連動 配当	年間 配当	配当性向
100 億円超	8 円	3 円	11 円	17.4%以下
90 億円超～100 億円以下	8 円	2 円	10 円	15.9～17.6%
80 億円超～ 90 億円以下	8 円	1 円	9 円	15.9～17.8%
80 億円以下	8 円	0 円	8 円	15.9%以上



【変更後－平成 27 年度以降】

※ 1 株当たり

当期純利益（単体）	安定 配当	業績連動 配当	年間 配当	配当性向
150 億円超	9 円	8 円	17 円	18.0%以下
140 億円超～150 億円以下	9 円	7 円	16 円	16.9～18.1%
130 億円超～140 億円以下	9 円	6 円	15 円	17.0～18.3%
120 億円超～130 億円以下	9 円	5 円	14 円	17.1～18.5%
110 億円超～120 億円以下	9 円	4 円	13 円	17.2～18.7%
100 億円超～110 億円以下	9 円	3 円	12 円	17.3～19.0%
90 億円超～100 億円以下	9 円	2 円	11 円	17.4～19.4%
80 億円超～ 90 億円以下	9 円	1 円	10 円	17.6～19.8%
80 億円以下	9 円	0 円	9 円	17.8%以上

2. 適用時期

本日公表しました平成 26 年度の配当については、変更前の配当金支払の目安を基準として第 112 期定時株主総会に付議いたします。従って、本変更については、平成 27 年度からの配当金支払に適用いたします。